

議案第22号 【子ども家庭支援部子ども政策課、児童相談所児童相談課及び
保健福祉支援部障害者福祉課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を
踏まえ、児童福祉施設等の職員の配置基準を変更するものです。

【省令改正の背景】

管理栄養士養成施設卒業者の負担軽減を図るため、管理栄養士国家試験の受験資格が見直され、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正が行われました。

これにより、児童福祉施設等における職員の配置基準に、栄養士免許を有しない管理栄養士を加える省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

職員の配置基準について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
4	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例